

令和8年度「生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取組」について

八王子市立松が谷小学校

初夏の風が吹く季節になりました。保護者の皆様には、日頃より学校の教育活動にご理解・ご協力くださり、ありがとうございます。

さて、本校では、安心・安全な学校づくりを重点目標の1つとし、児童が安心できる人間関係（友達、教職員）を築けるよう日々取り組んでいます。教師による不適切な指導や体罰を防止することも安心・安全な学校づくりには欠かせない要素で、本校の教職員は、「体罰は決してあってはならないこと」と、十分認識して日々の指導にあたっています。以下に、松が谷小学校の生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取組についてお知らせいたします。

1 児童の安全指導・生活指導を組織的に行っています。

- ・学校のきまりや集団生活のルールなど、生活指導上、児童に身に付けさせたい力は、計画に基づいて全校で共通の指導を行う。
- ・児童の心配な行動が見られる場合には、担任だけでなく、学年主任、生活指導主任、養護教諭、管理職などがかわり、複数で対応する。力によって表面上の問題を抑えるのではなく、児童の話をよく聞き、心情を理解した上で、どこが問題で、どのように改善しなくてはいけないのかを納得させ、解決を図る。
- ・教師の指導に対して児童が不安を感じている場合などは、スクールカウンセラー、養護教諭、管理職などが話をよく聞き、迅速に対応する。

2 体罰防止のための研修を実施しています。

- ・体罰について正しく学び、暴力だけでなく、児童が恐怖や苦痛を感じるような言葉や態度も含まれることを理解する。
- ・どのようなときに体罰が起こりやすいのかを実際の事例を基に考え、どうすれば体罰が防げるかを話し合う。
- ・アンガーマネジメント、ストレスマネジメントの研修を行い、自己の怒りやストレスをコントロールする方法を身に付ける。
- ・体罰防止セルフチェックを毎月行い、自己の指導を振り返り、見直す。

※体罰についてご不明なことやご心配なことがありましたら、いつでも学校にお問い合わせください。